ハ　イ及びロに掲げるもののほか、番号利用法施行規則第一条第一項第三号イに掲げる書類（介護保険の被保険者証を除く。）又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって市町村長が適当と認めるもののうち二以上の書類

2・3　（略）

（負担割合証の交付等）

第二十八条の二　（略）

2・3　（略）

4　要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出し、第二号に掲げる書類（当該申請書に個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請しなければならない。

一　次に掲げる事項

イ　氏名、性別、生年月日及び住所

ロ　個人番号又は被保険者証の番号

ハ　再交付申請の理由

二　個人識別事項が記載された書類であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの

イ　個人番号カード又は番号利用法施行規則第一条第一項第一号に掲げる書類

ロ　イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該申請を行う要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市町村長が適当と認めるもの

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、番号利用法施行規則第一条第一項第三号イに掲げる書類又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって市町村長が適当と認めるもののうち二以上の書類

（削る）

5・6　（略）

（特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定）

第八十三条の六　（略）

2～6　（略）

7　要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項（第二号に掲げる書類を提示する場合には、第一号イ及びハに掲げる事項）を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。

一　次に掲げる事項

イ　氏名、性別、生年月日及び住所

ロ　個人番号

ハ　再交付申請の理由

2・3　（略）

（負担割合証の交付等）

第二十八条の二　（略）

2・3　（略）

4　要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。

一　氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二　再交付申請の理由

三　被保険者証の番号

5・6　（略）

（特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定）

第八十三条の六　（略）

2～6　（略）

7　要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。

一　氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号